

安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針案・令和5年度年次計画案の概要 参考3-2

- 「基本方針」では、目的、対象者、実施方法、対象項目、結果の取り扱い等、制度の基本設計を定める。
- 「年次計画」では、スケジュールや重点確認項目等を含め、実施計画の詳細を定める。

【基本方針案】

- ✓ モニタリングの目的は、事業者によるガバナンスの取組の補完と客観性の担保。対象者は、当面、**電気通信役務を提供する指定公共機関**を対象に行う。
- ✓ モニタリングの詳細は、スケジュールや重点確認項目等を含め、**夏頃に各年度の年次計画**において定める。
- ✓ モニタリングは、**経営幹部への面談調査を中心**に実施。必要に応じて、**実地調査や経営の責任者への面談調査**も行う。
- ✓ モニタリングは、**安信室及び事業政策課との相互連携**を通じ、総合的な把握及び分析に努める。また、必要に応じて、民間監査法人等の協力を得て実施。
- ✓ モニタリングは、①ガバナンスに対するモニタリング、②電気通信設備に対するモニタリングの2つの観点から以下の項目について実施する。
 - ①**ガバナンスに対するモニタリング**
 - a)管理規程の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む）
 - b)（人材、設備、資金、組織等の）経営資源の十分性の点検状況
 - c)過去に行政指導等を受けた事業者は、再発防止策等の実施状況
 - d)その他環境変化等を踏まえ点検すべき項目
 - ②**電気通信設備に対するモニタリング**
 - a)設備のリスクの洗い出し状況
 - b)洗い出されたリスクに対する対応措置等
 - c)対応措置等実施の場合のサービスに与える影響評価（想定復旧時間含む）
- ✓ モニタリング結果は、**対外的には非公表**とするが、**結果の概要**を取りまとめ、**電気通信事故検証会議等**において報告。
- ✓ 本方針は、**令和5年8月1日より適用**。基本方針は概ね3年目途に見直し検討するが、必要に応じ随時見直しを実施。

【令和5年度実施計画案】



※1 令和5年度は、管理規程の実施状況、経営資源の十分性等の点検状況に加え、**汎用品設備に係るベンダーからの情報収集状況、現在注力している取組等**を対象に実施。

※2 令和5年度は、①**加入者データベース**、②**コアルータ**を対象に実施。